

養育費

どうして養育費を払うの？

～離婚して離れて暮らす親も、子どもの成長を支え、親の責任を果たすためです



子どもを育てることは親の義務です。
離婚して子どもを引き取った親だけでなく、親権者でなくなり子どもと離れて暮らすことになった親も、子どもの親であることに変わりはありません。
法律上の親子関係も存続し、子どもの成長を支えるという親の責任も変わりありません。

子どもが経済的、社会的に自立するまでは、衣食住や教育、医療など、さまざまなことにお金がかかります。こうした子どもの養育に必要なお金を「養育費」といいますが、離婚によって子どもと離れて暮らす場合でも、親には子どもの養育費を負担し、子どもが自分と同じ水準の生活ができるようにする義務があります。



子どもと離れて暮らすことになる親と子どもの関係を大事にするためにも、離婚するときには、養育費の支払いについて具体的に取り決めておくことが重要です。(離婚の際に取り決めができなかった場合でも、子どもが自立するまではいつでも、養育費を請求することができます。)

決めのポイント

金額

支払期間

支払方法

臨時の費用※

書面に残して
おきましょう

※大学などの入学金や授業料など、まとまった費用が必要になった場合の扱い
突然の傷病による入院、治療費など、臨時の費用が生じた場合の扱いなど

手続きの流れ

離婚の際、 取り決めること★

- 離婚の合意
- 親権
- 養育費
- 面会交流
- 財産分与
- 慰謝料など
- 婚姻費用
(別居の場合)

公正証書を作りましょう

話し合いの結果は、「公正証書」にするのが望ましいでしょう。
養育費については、強制執行認諾文言を入れてもらいましょう。
未払いなどのトラブルが起きた時に備えることができます。

“養育費は子どもの権利です”

※民法には、離婚をする際に両親が話し合って決めるべき事項に「面会交流」と「養育費の分担」が定められており、これらの取決めをする際には、子どもの利益をもっとも優先して考慮しなければならないことが明記されています。

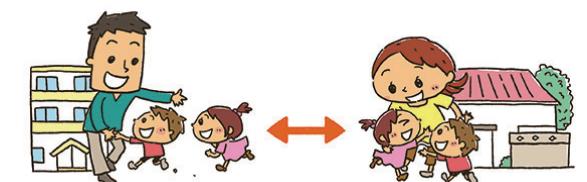
※法務省のホームページに「子どもの養育に関する合意書」のひな形が掲載されています。
(合意書は取り決めた内容を証明するものですが、別居親に養育費を支払ってもらえない場合、直ちに強制執行を申し立てることはできません。)

面会交流

どうして面会交流を行うの？

～子どもが両親のどちらからも愛されていると感じ、健やかに成長するためです

子どもと離れて暮らす親が、子どもに定期的、継続的に会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などで交流したりすることを「面会交流」といいます。



子どもにとって両親の離婚は大きな出来事です。
両親の離婚を経験した子どもたちは、一方の親と離れることを寂しいと感じたり、両親の離婚の原因が自分にあると思ったり、今後の生活について心配したりします。

面会交流はそんな子どもに、両親がそれぞれの立場から「あなたは悪くないよ」「離れていても大好きだよ」という気持ちを伝える方法の一つです。

子どもにとって自分自身のルーツである「実の親を知る」ことは、子どもが成長していく上で大きな意味があります。

面会交流については、子どもの年齢や健康状態、生活状況などを考えて、無理のないように決めましょう。
離れて暮らす親と、子どもが暮らす場所との距離や移動の時間なども考慮した方がよいでしょう。
また、親同士が互いに守らなければならないルールも決めておくようにしましょう。

決めのポイント

書面に残して
おきましょう

頻度

内容

場所

その他※

※事情が変わった場合の連絡先
子どもの年齢や状況に応じて調整するなど

(注)相手からDV被害を受けるおそれがあるなど、面会交流をすることが子どもの最善の利益に反する場合は、面会交流を行う必要はありません。

